

平成23年 9 月 5 日開会

平成23年 9 月20日閉会

平成23年三宅町議会 第3回定例会会議録

三 宅 町 議 会

平成23年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2

第 1 号 (9月5日)

出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
選任第4号の上程、採決	9
認定第1号～認定第7号、議案第35号～議案第43号の上程、説明	9
同意第7号の上程、説明、採決	16
散会の宣告	17

第 2 号 (9月9日)

出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	19
職務のため会議に出席した者の役職氏名	19
議事日程	20
開議の宣告	21
議事日程の報告	21

認定第 1 号～認定第 7 号の決算審査特別委員会付託について……………	21
議案第 3 5 号～議案第 4 3 号の総括質疑、各委員会付託について……………	21
一般質問……………	26
廣 瀬 規矩次 君……………	26
川 口 靖 夫 君……………	29
松 田 睦 男 君……………	33
植 村 ケイ子 君……………	38
中 尾 正 巳 君……………	45
渡 辺 哲 久 君……………	49
散会の宣告……………	54

第 3 号 （ 9 月 2 0 日 ）

出席議員……………	55
欠席議員……………	55
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……………	55
職務のため会議に出席した者の役職氏名……………	55
議事日程……………	56
開議の宣告……………	57
議事日程の報告……………	57
決算特別委員長及び各常任委員長報告、質疑、討論、採決……………	57
閉会中の継続審査について……………	67
町長あいさつ……………	67
閉会の宣告……………	68
署名議員……………	69

三宅町告示第 6 8 号

平成 2 3 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会
を次のとおり招集する

平成 2 3 年 8 月 2 9 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- 1. 招集日時 平成 2 3 年 9 月 5 日 月曜日
午 前 1 0 時 0 0 分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

平成23年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成23年9月 5日月曜日
平成23年9月20日火曜日
16日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	9月5日月曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月6日火曜日		休 会
第3日目	9月7日水曜日		休 会
第4日目	9月8日木曜日		休 会
第5日目	9月9日金曜日	午前10時00分	定例会再開(総括 質疑・一般質問)
第6日目	9月10日土曜日		休 会
第7日目	9月11日日曜日		休 会
第8日目	9月12日月曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計)(特別会計) (歳入、歳出決算説明)
第9日目	9月13日火曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (歳入、歳出決算質疑)
第10日目	9月14日水曜日	午前10時30分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第11日目	9月15日木曜日		休 会
第12日目	9月16日金曜日		休 会
第13日目	9月17日土曜日		休 会
第14日目	9月18日日曜日		休 会
第15日目	9月19日月曜日		休 会
第16日目	9月20日火曜日	午前10時00分	定例会再々開
	9月20日火曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会

平成23年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成23年9月5日月曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 ・	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	出 井 雅 史
教 育 長	田 畑 榮 一	総 務 課 長	中 川 章
健康福祉課長	東 浦 一 人	町民生活課長	西 岡 康 次
産業建設課長	岡 本 豊 彦	教育委員会事務局長	陰 山 尚 則
上下水道課長	松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長	吉 井 五十鈴
会 計 管 理 者	向 井 理 則		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土 江 義 仁	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	林 田 忠 男	モニター室係	松 浦 祐 佳

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	廣 瀬 規矩次	6 番 議 員	馬 場 武 信
---------	---------	---------	---------

平成23年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成23年9月 5日 月曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | （1）会計監査報告 |
| | （2）健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 平成22年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 平成22年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 平成22年度三宅町老人保健特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 平成22年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 平成22年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 平成22年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 認定第7号 平成22年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第35号 平成23年度三宅町一般会計第2回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第36号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第37号 平成23年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第38号 平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第39号 平成23年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第17 | 議案第40号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第41号 三宅町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第42号 三宅町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用について |

日程第21 同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命について

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 改めて皆さん、おはようございます。少し、ほんの一、二分早いようでございますが、皆様全員ご出席でございますので、開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの台風12号におきましては、五條、十津川、大変な被害が出ておるようなニュース等が出ておりますけれども、我が三宅町におきまして何の被害もなく、喜びを感じておるところでございます。なお、被害の出されておる十津川、五條の皆様方には、心よりお見舞い、また哀悼の意をあらわす次第でございます。

さて、平成23年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご出席を賜り敬意をあらわす次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成22年度一般会計決算を初めとします認定案7件、議案9件、同意1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められますよう適正妥当な議決を達せられますよう、議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げて、開会のごあいさつとさせていただきます。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 次に、志野町長より開会のごあいさつをいただきます。

町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成23年9月三宅町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、平成22年度一般会計決算案を初めとする決算認定案7件、平成23年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案5件、条例の改正案2件、廃止案1件、公の施設の設置及び利用案1件、人事の同意案1件の計17件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは選任案1件の合わせて計18件のご審議をいただくわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、西日本を縦断いたしました台風12号の影響で、奈良県南部において甚大な被害が発生しております。三宅町といたしましては、県防災対策室を通じ、避難なされた方々への協力体制があることをお伝えいたしましたことをご報告いたしまして、開会のごあいさついたします。

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成23年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、廣瀬規矩次君及び6番議員、馬場武信君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より9月20日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9月20日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知おき願います。

◎諸般の報告

○議長（梅本勝久君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

辰巳勝秀監査委員より監査報告を求めます。

辰巳議員。

○監査委員（辰巳勝秀君） おはようございます。

監査委員報告。

去る8月22日、片岡嘉夫代表監査委員とともに、平成23年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成22年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算並びに平成23年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について厳正な検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め関係者の説明を受け厳正なる監査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 次に、中川総務課長より健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

課長。

○総務課長（中川 章君） ただいま議長から指示がありました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算指数を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について、並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとなっております。実質公債費比率は15.1%、将来負担比率93.4%となっており、昨年と比べわずかながら好転いたしております。資金不足率はなしであります。現在は健全段階にあることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第4号の上程、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとして議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、本件については議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員の選任については、議員全員でございますので、委員会条例第7条第1項の規定による議長において指名することを省略し、本委員会の委員長及び副委員長の指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

三宅町決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただきます。

それでは、特別委員会委員長に廣瀬規矩次君、副委員長に池本久隆君を指名します。

◎認定第1号～認定第7号、議案第35号～議案第43号の上程、説明

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成22年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第20、議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用についてまでの議案については、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読は省略いたしたいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

日程第5、認定第1号 平成22年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第20、議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用についてまでの認定7件、議案9件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、認定第1号 平成22年度三宅町一般会計決算認定案並びに認定第2号から認定第6号までの各特別会計の決算認定案、並びに認定第7号 水道事業会計決算認定案については、先ほど報告いただきました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第23条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしており、認定第1号から認定第6号までは後ほど会計管理者より説明を申し上げます。

認定第7号 平成22年度三宅町水道事業会計決算認定案については、収益勘定による収入額は1億8,060万9,229円、支出額は1億7,382万1,720円で、収支差引額は678万7,509円となっております。また、資本勘定による収入額は499万2,750円、支出額は2,736万1,162円で、収支差引額は2,236万8,412円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしてしております。

議案第35号 平成23年度三宅町一般会計第2回補正予算案については、歳入の款8 地方特例交付金において、交付額決定に伴い地方特例交付金で333万2,000円の減額補正を行っております。

款9 地方交付税において、普通交付税の交付額決定に伴い419万4,000円の減額補正を行っております。

款14 県支出金の総務補助金では、活力あふれる市町村応援補助金133万3,000円の増額、持続的観光力パワーアップ補助金125万5,000円の増額並びに民生補助金では、障害者自立支援費等補助金及び地域の居場所づくり推進補助金、地域子育て創生事業補助金等を

合わせて370万3,000円の増額補正を行っており、県委託金では県知事及び県議会議員選挙事務委託金確定により80万7,000円の増額補正を行っており、おのこの事業の交付額決定に伴う補正を行っております。

款15財産収入では、土地売り払い収入の組み換えにより100万円の減額補正を行っております。

款17繰入金では、財政調整基金繰入金4,000万円の減額は、今回土地開発基金会計の廃止に伴い、基金繰入金として土地開発基金会計から一般会計へ7,905万2,000円の繰入金が生じることから、おのこの基金繰入金の調整を図るべく補正予算として3,905万2,000円の増額を行ったものであります。

款18繰越金では、前年度からの繰越金として1億1,141万9,000円の増額補正を行ったものであります。

款19諸収入では、文化ホールの修繕に伴う建物災害共済金として47万9,000円の増額を行ったものであります。

款20町債では、普通交付税の交付額決定に伴い、臨時財政対策債4,500万円の減額補正を行っております。

次に、歳出の款2総務費の総務管理費では、町有地売り払いに伴う地籍測量作成に伴う費用121万8,000円の増額、奈良県地域の観光力向上応援補助金事業、並びに活力あふれる市町村応援補助金事業等として545万4,000円の増額補正、並びに財産調整基金積立金で1億5万2,000円の増額補正を行い、選挙費では県知事及び県議会議員選挙事務費の確定に伴う財源の調整を図っております。

款3民生費の社会福祉総務費では、障害福祉サービス管理台帳システム改修費で21万円の増額及びデイサービスセンター冷凍庫購入に伴い42万8,000円の増額補正を行いました。

老人福祉費では、地域の居場所づくり推進事業等として215万5,000円の増額補正を行っております。

旧老人保健医療費では、老人保健医療費交付金の精算による返還金で10万7,000円の増額を行っております。

児童福祉費では、幼児園パート職員賃金95万円の増額、並びに地域子育て創生事業等で214万3,000円の増額補正を行っております。

款6農林水産業費の分担金9万円の増額については、全国土地改良大会参加負担金の

増額補正を行っております。

款7 商工費では、太子道復興事業として黒駒に乗る太子像復元の補助金の増額、並びに絵馬作成委託料の減額を合わせ400万円の増額補正を行ったものであります。

款8 土木費の道路橋梁費では、公共空間環境整備事業及び三宅町道2号線道路改良工事配水管移設費用を合わせ99万6,000円の増額補正を行っております。

都市計画費では、伴堂都市下水路転落防止柵整備工事として580万2,000円の増額、並びに公共下水道事業会計への繰出金179万円の増額補正を行っております。

住宅費では、町営住宅内の車どめ設置費用として39万8,000円の増額を行い、住宅建設費の手数料、並びに公有財産購入費の3,548万5,000円の減額については、土地開発基金廃止により、基金所有の土地売却時に発生する土地開発基金への買い戻し費用が不要になることから減額補正を行うものであります。

款9 消防費の消防総務費では、防災無線の戸別受信機設置に関する案内費用、並びに三宅町地域防災計画等策定委託費合わせて505万7,000円の増額補正を行っております。

款10教育費の小学校費では、図書室管理委託業務予算の委託料から賃金への組み替え、並びに幼稚園費では、幼稚園ボイラー室アスベスト等撤去費用として150万2,000円の増額補正を行い、社会教育費では、文化ホール非常口ドア修繕費47万9,000円、並びに展示用パネル購入費58万1,000円の増額補正を行っております。

款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため595万6,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は1億1,452万2,000円の増額補正となり、予算総額を35億7,243万9,000円と定めるものであります。

議案第36号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款5療養給付費交付金では、歳出における退職被保険者等療養給付費等に係る療養給付費交付金300万円の増額補正を行っております。

款11繰越金では、繰越金の額の決定により6,345万8,000円の増額を行っております。

歳出については、款2 保険給付費の退職被保険者療養給付費の退職被保険者等療養給付費200万円の増額及び退職被保険者等高額療養費100万円の増額については、医療費の増加による補正を行っております。

款3 後期高齢者支援金等の負担金については、支援金の増加により119万6,000円の増額補正を行ったものであります。

款10諸支出金については、前年度分の国庫支出金等の確定による返還金746万9,000円の増額補正を行ったものであります。

款11予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため5,479万3,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの6,645万8,000円を増額し、予算総額を8億8,994万2,000円と定めるものであります。

議案第37号 平成23年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款4国庫支出金で、過年度分介護給付費国庫負担金29万1,000円の増額、款5支払基金交付金では、過年度分地域支援事業交付金19万1,000円の増額、款6県支出金では、過年度分介護給付費県負担金40万円の増額を行っております。

款9繰越金では、前年度繰越金の確定により881万3,000円の増額補正を行っております。

歳出においては、款6諸支出金では、前年度分の支払基金交付金の確定に伴う返還金として135万5,000円の増額補正を行っており、款8基金積立金は施設介護サービス給付費の減少により、給付費の剰余分834万円を基金へ積み立てを行うべく増額補正を行うものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの969万5,000円を増額し、予算総額を5億4,669万5,000円と定めるものであります。

議案第38号 平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案については、歳入においては款3繰入金で一般会計繰入金179万円の増額補正を行っております。歳出においては、款1公共下水道事業費でマンホールポンプ通信機器取替費用として189万円の増額を行い、修繕費用については10万円の減額補正を行ったものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの179万円を増額し、予算額を3億5,019万円と定めるものであります。

議案第39号 平成23年度三宅町水道事業会計第2回補正予算案については、資本的収入において京奈和関連町道2号線上水道管移設工事負担金収入として63万8,000円の増額補正を行い、資本的支出において井戸新設に伴う工事設計委託料74万7,000円の減額、京奈和関連町道2号線上水道管移設工事費並びに井戸新設工事に伴う工事費合わせて943万7,000円の増額補正を行っております。

以上が補正予算案5件の概要であり、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第40号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正に伴い、町民税等の寄附税額控除の変更等を行うべく提出をいたしております。

議案第41号 三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、水道事業認可変更に伴い、三宅町第3次基本構想将来人口推計をもとに、三宅町水道事業の設置に関する条例の一部を改正すべく提出いたしました。

議案第42号 三宅町土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、土地開発基金の設置目的である公共事業用地の先行取得の必要性がうすれてきたことから、廃止を行うべく提出をいたしました。

議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用については、田原本町による田原本町松本地域の公共下水道整備に伴う公の施設設置工事における議会の承認をいただきたく提出いたしました。

同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期満了に伴い、同意を願うべく地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました決算認定案7件、補正予算案5件、条例の改正並びに廃止案3件、区域外の公の施設の設置案1件、同意案1件の計17件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き向井会計管理者より説明を求めます。

管理者。

○会計管理者（向井理則君） 失礼します。それでは、認定第1号から認定第6号までの平成22年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず初めに、決算書3ページからの認定第1号 平成22年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額31億8,100万円でありましたが、その後4回の補正予算により6億1,660万6,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額1億7,343万4,000円を加え、最終予算額は39億7,104万円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額38億8,452万8,497円、歳出総額37億3,440万7,049円となり、歳入歳出差引額 1 億5,012万1,448円を平成23年度へ繰り越しを行いました。次年度への繰越明許繰越金として奈良県市町村振興臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな交付金事業、三宅町都市計画マスタープラン改定及び数値図化事業、耐震補強設計業務委託事業の一般財源分2,870万2,000円と純繰越金 1 億2,141万9,448円であります。

なお、収入未済額は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入を合わせ4,667万2,846円になります。

148ページの財産に関する調書をごらんください。

公有財産、（１）の土地及び建物では、障害者用トイレ建築により本庁舎で建物が10平方メートルの増となっております。また、旧老人福祉センターの除却により、公共用財産高齢者作業所で土地が500平方メートルの減、建物が799平方メートルの減となっておりますが、土地は普通財産へ移行したため、宅地で同数が増となります。これに事業残地売却による148平方メートルの減をあわせ352平方メートルの増となっております。

1 枚めくっていただいた150ページ、（２）の出資による権利では、山辺広域行政事務組合消防庁舎建設事業の財源に充当するため、山辺広域振興基金出資金で292万7,496円の減額となっております。

（３）の物品については、前年度と変更ございません。

（４）の債権は、水洗便所改造資金貸付特別会計が平成18年度で廃止されたことに伴い、その債権49万円を一般会計へ移行し管理することにいたしましたもので、今年度は9万円の貸付金返済がございました。

（５）の基金では、公債償還基金が繰上償還に伴う取り崩しで3億6,600万円の減額、介護従事者処遇改善基金が積み立てと取り崩しの差し引きにより146万8,874円の減額、介護給付費準備基金が積み立てにより9万9,640円の増額となっております。

次に、152ページからの認定第2号 平成22年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額8億2,000万円でありましたが、その後3回の補正予算により2,758万8,000円を増額し、最終予算は8億4,758万8,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額8億5,634万8,877円、歳出総額7億9,009万425円となり、歳入歳出差引額6,625万8,452円を平成23年度へ繰り越しを行いました。なお、収入未済額は国民健康保険税と諸収入で6,261万6,821円になります。

196ページからの認定第3号 平成22年度三宅町老人保健特別会計決算は、当初予算額

26万円でしたが、その後4回の補正予算により875万3,000円を増額し、最終予算額は901万3,000円となりました。

これに対して決算額は、歳入総額882万6,690円、歳出総額も同額の882万6,690円となり、歳入歳出額はゼロ円であります。

210ページからの認定第4号 平成22年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額7,850万円で、その後1回の補正予算により160万8,000円を増額し、最終予算額は8,010万8,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額7,579万5,972円、歳出総額7,578万9,372円となり、歳入歳出差引額6,600円を平成23年度へ繰り越しを行いました。なお、収入未済額は後期高齢者医療保険料で24万4,700円になります。

228ページからの認定第5号 平成22年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額5億710万円で、その後3回の補正予算により4,087万1,000円を増額し、最終予算額は5億4,797万1,000円となりました。これに対し決算額は、歳入総額5億3,936万8,867円、歳出総額5億3,054万5,188円となり、歳入歳出差引額882万3,679円を平成23年度へ繰り越しを行いました。なお、収入未済額は介護保険料と使用料及び手数料で554万3,180円になります。

最後に、278ページからの認定第6号 平成22年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億7,800万円、補正予算はありませんでしたが、これに前年度からの明許繰越額600万円を加え、最終予算額は3億8,400万円となりました。これに対して決算額は歳入総額3億7,243万2,405円、歳出総額3億7,239万8,105円となり、歳入歳出差引額3万4,300円を23年度へ繰り越しを行いました。なお、全額次年度への繰越明許繰越金であります。なお、収入未済額は下水道使用料、国庫支出金、町債で831万6,103円になりますが、そのうち国庫支出金273万4,300円と町債270万円は繰越明許分であります。

以上が平成22年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。詳細につきましては、後日決算審査特別委員会におきまして事項別明細書によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） はい、ご苦労さんでした。

ただいま町長、並びに会計管理者の説明が終わりました。本議案の総括質疑は9日金

曜日の午前10時より行いますので、よろしくお願いをいたします。

◎同意第7号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第21、同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日に委員1名の任期が満了となることから、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 岡本真寿美。

生年月日 _____生まれ。

再任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君） 本日はこれをもって散会いたします。

次回は、9月9日……

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 松田議員。

○7番（松田睦男君） 今、一般会計、特別会計のことについて説明があったんですが、議員みんながこれを熟読してきたと思うんですが、説明を追うのに、ページをめくるのがやっというぐらいの速さで、速い口調で説明されていますので、もう少しゆっくりとわかりやすく、これからまた常任委員会もありますので、その点も含めて、説明するときはもう少しゆっくりした口調でもらわなければ、ちょっと聞き漏らしとかいろいろありますので、その点、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 松田議員からの質疑がございましたが、再度、この件については決算委員会で審議、各項目審議いただきますので、そのときにも説明があろうと思いますので、これは報告だけでございますので、よろしくお願いいたします。今回はね。

○7番（松田睦男君） ゆっくりと……

○議長（梅本勝久君） ゆっくり読めと。

○7番（松田睦男君） はい。でなかったら、それは説明するほうは自分で書いた資料やからさっさっといきます。そやけど我々はこれを見て、これからやらんと、何ページ、次何ページと言われたら、ページめくるのを見ておったら、ページめくるの一生懸命の議員もおるわけやから、そこら辺はもう少し丁寧にやっていただきたいということで、議長から申し入れをしていただきたいということです。

○議長（梅本勝久君） はい、わかりました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は9月9日金曜日、午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さんでございました。

（午前10時37分）

平成23年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成23年9月9日金曜日午前10時開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 巳	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 出 井 雅 史
教 育 長 田 畑 榮 一	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 岡 本 豊 彦	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 土 江 義 仁	モニター室係 森 本 典 秀
モニター室係 松 浦 祐 佳	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員 廣 瀬 規矩次	6 番 議 員 馬 場 武 信
-----------------	-----------------

平成23年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成23年9月 9日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号から認定第7号までの7議案に対する決算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第35号から議案第43号までの9議案に対する質疑、各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について |

◎開議の宣告

○議長（梅本勝久君） 議員の皆さん、また理事者、関係者の皆さん、おはようございます。

平成23年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。議員各位にはご多忙の中、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第7号の決算審査特別委員会付託について

○議長（梅本勝久君） 日程第1、認定第1号 平成22年度三宅町一般会計決算認定についてから、認定第7号 平成22年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの7議案は、決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑を割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第35号～議案第43号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（梅本勝久君） 日程第2、議案第35号 平成23年度三宅町一般会計決算補正予算についてから、議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用についてまでの9件を一括議題とし、今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

2番、植村ケイ子議員の総括質疑を許します。

○2番（植村ケイ子君） 総括質疑をさせていただきます。少し声が出にくい状態なのでお聞き苦しいとは思いますが、その辺をお許し願いたいと思います。

一般会計第2回補正予算、11ページ、企画費、13、15、あざさ池の新設について。

企画グループ、企画費で、あざさ池新設工事費416万9,000円が補正予算で計上されています。この件については、住民がどの辺まで周知しておられるのでしょうか。住民の多くは必要だと思っていない。

例えば万葉歌碑前の池、あざさ苑の池を見ても、住民の人は快く思っていないようです。蚊が発生して不衛生であり、草が生え放題、金魚の死骸が浮き沈みし、作るのはつくったけれども、管理はどうなっているのか、もっといろいろな面で検討すべきではないでしょうか。

13ページ、商工振興費、13、19、「絵馬」、「黒駒にのる太子像」の復元について。

「絵馬」、「黒駒にのる太子像」を550万円もの大金を町単独補助金でつくろうとされているように思います。このことについては、地元住民さんの多くは知っておられません。材質が何か、大きさはどれくらいか等、詳しく説明する必要があるのではないのでしょうか。

唐突につくるような予算措置をしているように見受けられますが、もっと時間をかけて議論して計画をすべきではないでしょうか。なぜ急いでつくらなければならないのか理解できません。急いでつくる理由を教えてください。プロセスが欠如しているように思えます。つくることによって、いかに産業振興につなげていくのが重要で、将来に向けたそのビジョンを教えてください。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいま2番議員、植村議員さんからご質問のございましたあざさ池の新設について、住民がどの辺まで承知しているのですかという問いについてですけれども、第3次基本構想の第2部第2章の1、「三宅町の将来像」の中で、『協働による復旧を目指している「万葉の花、あざさ」が三宅町の魅力を代表するものの象徴として、将来的に町全体で咲き誇ることを目指すものです。』とあるように、あざさの池を新設するものであります。

既に平成21年4月より、各家庭に植栽の推進を行うとともに、去る4月に配布を行いました三宅町第3次基本構想概要版にも、あざさの花が咲き誇るまちづくりを将来像としておりまして、平成21年5月広報から幾度となくあざさの花普及に関する内容並びに町内ボランティアによるあざさの花普及推進活動の取り組みとして、あざさの池の設置状況並びに23年5月広報誌でも、あざさ池の公共施設への設置の報告を行ったところがあります。住民の方は、あざさの花の池の設置を行っていることはご承知いただい

るものと認識いたしております。

今回ご提案いたしました事業につきましては、9月広報の「みどりの風に乗って」の中で一部報告させていただいております。これは奈良県活力あふれる市町村応援補助金で企画案が県補助事業として採択され、このたび一般会計第2回補正予算として提出いたしましたところであります。

また、多くの住民の方は必要だと思っていないのご意見ですが、その根拠等についてお教えいただけたらと思いますが、第3次基本構想にもうたわれておりますように、町は住民の皆様との協働によりまして、あざさの花の普及を三宅町の観光力向上や地域振興の一つとして今後も推進してまいる所存であります。

管理につきましては、屯倉歴史遺産を守る会のあざさの花の普及部会の皆様や、町内のボランティアの方々の協力で管理をしていただいております。

蚊が発生し衛生的に悪い等のご指摘ですが、これは除草剤等によりあざさの花の管理をするのではなく、蚊などの衛生的な悪化を防ぐための金魚等の投入でありまして、死骸等の処理につきましては、今後管理を強化いたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 植村議員、ございませんか。

○2番（植村ケイ子君） 今1つ言ったら、ずっと続けて言わなくても、今言ったらいいんですか。

○議長（梅本勝久君） これに再回答はございませんね。

○2番（植村ケイ子君） いいえ。

○議長（梅本勝久君） はい、どうぞ。

それで、引き続き2回ですから、「絵馬」について出ていますので、続けて一緒にやってください。

○2番（植村ケイ子君） 「絵馬」の答えはもらっていないんです。

○議長（梅本勝久君） ああ、そっち。はい。

○産業建設課長（岡本豊彦君） それでは、「絵馬」、「太子像の復元」についてというご質問でございます。

三宅町の中央を南北に走る聖徳太子ゆかりの「太子道」、その沿道にある屏風杵築神社や白山神社には、当時がしのばれる「太子接待の絵馬」、「太子腰掛石」などがあり、

万葉ロマン街道として静かなブームになっています。

そのような中で太子道、とりわけ聖徳太子にまつわる伝承として数々の歴史文化遺産があるものの、現在はその土台のみを残す「黒駒にのる太子像」、また色彩等経年劣化が顕著な「絵馬」の復元は、三宅町にとって重要な地域資源となるものであります。

これらの復元を行うことによって、三宅町の宝である歴史文化遺産の活用による観光振興を図ることにより、地域経済を活性化させることはもちろん、「太子道の集い」等伝統行事の後継者育成に、今後とも積極的に支援を行っていきたいと考えております。

また、平城遷都1300年記念事業を契機として、磯城郡3町で行った「磯城の里奈良盆地のへそウォーク」のルートが太子道を通ることから、継続して開催することによって来訪者を増加させたいと考えております。

なお、既に当初予算で「黒駒にのる太子像」等の復元に係る予算化を図っておりましたが、復元について管理団体代表者とも協議を行う中で、第2次世界大戦中において金属類の献納を行った「黒駒にのる太子像」の復元を強く要望されていることから、3月定例議会で承認いただきましたこれらに係る予算を今年度中に執行すべく、所要の増額を図ったところであります。

どうかご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（梅本勝久君） 植村議員。

○2番（植村ケイ子君） あざさ池の新設について再質問します。

補正予算が416万9,000円計上されていますが、あざさ池の新設に係る合計金額は幾らですか。

あちらこちらにあざさ池の管理責任者はどなたかと聞いたら、さっきはボランティアという形で聞きましたので、これは了解します。

中央公園にあざさ池新設となっていますが、場所はどの辺でしょうか。そのほかにあざさ池の新設の計画はありますか。

先ほどお答えいただいた中に、ボウフラの退治のために金魚ということでありましたけれども、これは金魚ではだめじゃないんですか。ドジョウではどうですか。

○議長（梅本勝久君） 課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいまの再質問にお答えします。

新設の合計といたしまして今回補正予算を上げておりますのは416万9,000円というお話ですけれども、私ども今回計画しておりますのは、計画の予算全体といたしまして県

の補助申請をいたしておりますのは410万円となっております。

それと、次の中央公園の設置する予定箇所ということですが、設置の予定箇所、今現在考えておりますのは、テニスコートの北側の手洗い場があった場所へ考えております。

それと、金魚よりかドジョウではどうですかというようなことですが、その辺は今後また維持管理も含め検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後の計画についてご質問ございましたけれども、今後の計画につきましても、今回、県の補助金を活用して行っておりますので、今後どういうふうな、また景気対策の一環というのも昨年までございましたけれども、今、社会情勢がこういうふうな震災とかございますので、その辺、町といたしましては、各種補助金の活用を念頭に置きまして、より効率的な事業計画を持ってまいりたいと。今のところ考えております、中央公園以外には、次はどこというような計画は現在持っておりません。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 今、岡本課長が、2回でございますので。はい、何ですか。

○2番（植村ケイ子君） 「黒駒にのる太子像」の復元について再質問、いいですね。

○議長（梅本勝久君） はい。

○2番（植村ケイ子君） 9月号の広報に4事業企画申請をしてすべて公表いただき、現在、県から補助になりましたとの返事を待っているところだと記載されていたように思います。太子像復興事業には県からの補助があったんですか、なかったんですか。

白山神社はどこが管理なさっていますか。もし屏風大字であれば大字から復元事業の見積もりは提出されたのですか。提出されたのであれば幾らだったのですか。

補助金が554万円予算計上されています。その金額で復元事業すべて賄えるんですか。

○議長（梅本勝久君） 岡本課長。

○産業建設課長（岡本豊彦君） まず、補助金に関係ですが、活力あふれる市町村応援補助金の申請をいたしましたが、県より先日正式な回答がございまして、太子道復興事業に係る補助金については、採択されなかったということの報告がありました。

それから、管理している団体ということですが、屏風の大字のほうで管理をしていただいているということをご報告申し上げます。

それから、この太子像の復元、それから「絵馬」に係る見積もりでございますけれど

も、大字のほうからは見積もりのほうは提出をいただいております。ただ、これはあくまで現段階での見積もりということでありまして、その変更等ということは今後も考えられるのかなというぐあいに考えております。

○2番（植村ケイ子君） 3番目。

○議長（梅本勝久君） 3番目。いや、全部答えていない。

○産業建設課長（岡本豊彦君） 550万円の根拠ということですか。

○2番（植村ケイ子君） いや、復元事業はそれで全部賄えますかと。

○産業建設課長（岡本豊彦君） すみません。先ほども申し上げましたように、見積書を提出されておりますけれども、550万円で賄えるかどうかにつきましては、その大きさ、材質等によるのかなと。そういうことを勘案しまして、現在550万円の予算化を図っておるということでご理解のほうをお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 以上で総括質疑は終わります。

質疑を終結します。

お諮りします。

議案9件は各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案9件は各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（梅本勝久君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（梅本勝久君） 5番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

○5番（廣瀬規矩次君） 議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。伴堂出身の廣瀬でございます。

質問の内容ですけれども、子供たちの政治参加についてということでございます。

このことは、平べったく申し上げますと、模擬の子ども議会のことであります。

私は、伴堂自治会長として、これからの大字を背負う者として、大字の若い世代や子

供たちであると常々強い思いをいたしております。

当三宅町においても、未来を背負う者は地域の子供たちであると、私は確信をいたしております。

地域や社会の将来について主体的に考え、積極的に意見や希望を表明したり、あるいは社会参加の意識を高めていく機会づくりを通じて、社会の一員としての自覚や三宅町の議会、あるいは行政への関心や理解を深める意味においても価値があると私は考えます。

子ども議会を子供の視点から見た自由な発想に基づく提案を求め、議場で闊達な意見交換を行い、子供たちにできることは何かを求めてもよいと思います。手法についてはいろいろあると思います。安心・安全の町づくりについても、行政のみならず、例えば警察官の答弁を求めてもよいのではないかと思います。

本町の町づくりについて、テーマごとの意見や提案を求めてもよいと思います。テーマはいろいろあります。環境、あるいは町づくり、安心・安全、そして教育、家族、観光、自然、仕事、何でもありでも私はよいと思います。そしてまた、傍聴席には可能な限りの子供たちを入場させてよいと思います。

このことについては、議会の応援も当然あると私は信じています。私の提案にいかがお考えか、町長の所見を求めたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 廣瀬議員の質問にお答えいたします。

子供たちの政治参加について。

学校では、学習指導要領に基づいた教育内容や授業時間が設けられております。

今回改訂された新学習指導要領では、およそ30年ぶりに大きく変わり、確かな学力を確保するために、必要な授業時間の確保と教育内容の改善を求められるという大きな特徴があり、教育現場では授業時間の確保のための対応が求められています。

このような状況下では、子ども議会を開催することは困難ではないかと思われませんが、未来を担う三宅町の子供たちが、自分たちが住んでいる三宅町への関心や理解を深める学習は大切だと考えます。

今まで、2年生は町探検、3年生は校区探検として、大字ごとの探検をしております。4年生は施設見学として磯城消防、天理市のクリーンセンター、三宅町上下水道などの町内の施設等を見学しております。6年生では、3学期に社会の授業で政治経済につい

て学習を行っておりますが、学校から以前にも一度お願いいたしました議場の見学等の要望が出てまいりましたら、教育委員会としましては、これらの取り組みについて支援をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 私は、毎月発刊されています三宅だよりというのを興味を持って見ておりますけれども、その表紙については、子供たちの入学式や、あるいは運動会、そして子ども会の事業等、その大半は子供たちの写真であります。三宅町を背負ってくれるのは、子供たちや、その父兄であると、そういう思い入れからそのようにされているのではないかと、これは私の独りよがりな、斟酌でありますけれども、その子供たちへの思い入れの一環として、子ども議会は意義があるのではないかと思います。改めて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 失礼します。

廣瀬議員が言われました子供たちへの思い入れ、三宅町を背負っていくのは確かに若い子供たちになるかと、廣瀬議員が言われたことを本当に前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（廣瀬規矩次君） 私が思うに、これは子ども議会だけのことでありませんけれども、できないということを100万遍聞いても、これは何ら進展のないことであります。問題点を1つずつクリアしていくことが、私は肝要であるのではないのかなと、このように思います。

そしてまた、ネットで見える限りにおいては、奈良県下や、あるいは全国の市町村で実施をされており、できないということは絶対にあり得ないと私は思っています。このことを仮に1カ月後にやりましょうと、こういうふうに言っても、準備期間というものが必要であります。

先ほど教育長が言われました、学童の年間の習得の内容や、年間のスケジュールを考慮して組み入れをしなければなりません。容易でないということも承知はいたしておりますけれども、前向きな検討をお願いしたいと思います。もう少し具体的な答弁はいただけませんか。

○教育長（田畑榮一君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。

確かに各市町村、また各県がやっている、実際子ども議会を行っているところがあります。確かに近くでは王寺町、河合町のほうで取り組んでいるようなことも聞いておりますが、そういうことも参考にしながら、授業時間の確保もありますが、子供たちにとっても大切な学習の一環だと思いますので、いろいろな夏休み等も利用しながら、そういうことを検討を進めていけたらなと思いますので、前向きにその件については検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬規矩次君） これを最後にします。

今、教育長が前向きに検討するというお言葉をいただきましたけれども、町の姿をよく見詰め、快適で住みよい町づくりのために、自分たちの夢や希望を提言することにより、町への関心を高めること。子供たちが議員となり行政や議会の仕組みを学ぶことを通して、町を身近に感じるとともに、町づくりに進んで参加しようとする、そういう意欲を高めることができるようにするというのが、この目的であります。

これは議会だよりの私の一般質問でありますけれども、子供たちの教育等に関連して、教育長からの何か提案があればお聞きをしたいと思えます。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 子供たちの意欲を高めるということですが、先ほど申しましたように、地域を知るということで2年生からいろいろな取り組みを進めております。地域を知る活動を進めておりますので、このあたりも教育委員会として全面的に支援をしながら、子供たちが三宅町に誇りを持つ、ずっと大人になってもそのまま住み続けていきたいというような、三宅町に誇りを持てるような取り組みを進めていきたいと思っております。

以上です。

○5番（廣瀬規矩次君） どうもありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さんでございました。

◇ 川 口 靖 夫 君

○議長（梅本勝久君） 次に、3番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

○3番（川口靖夫君） 傍聴席の皆さん、おはようございます。このたび、4月に議員に選ばれました川口靖夫でございます。どうかよろしくお願いします。

本日は、議長以下、同僚議員の協力を得まして。

○議長（梅本勝久君） 川口さん、直ちに質問に入ってください。余分なことは割愛。

○3番（川口靖夫君） 直ちに質問に入れということでございますので、ただ、質問の要旨、趣旨ですね、これをちょっと述べさせていただきたいと思います。

本年1月18日に第9回奈良県市町村長サミットが開催され、風水害トップマネジメントを題材に研修が進められました。その席上、荒井知事は、市町村長の責任のとり方や、各自治体の防災計画について、形があっても魂が入っているのかどうかと、そういうふうな叱咤激励があったそうでございます。

また、本年3月11日、東日本大震災が発生いたしました。大きな被害を受け、多くの犠牲者を出しました。今なお多くの方々が仮設住宅、また避難生活を送られておられます。

また、この間の台風12号、大変な被害がありました。奈良県も五條、それから十津川、大変な被害でございます。これは120年前、明治22年……

○議長（梅本勝久君） 一般質問の通告に基づいてください。

○3番（川口靖夫君） わかりました。

それで、三宅町民からは、町の災害に対する対策はどうなっているのかという不安と心配の声がよく私の耳に入ります。

そこで、三宅町の災害対策について数点お尋ねいたします。

まず1つ目、三宅町民の生命と財産を守るのはだれですか。非常に単純な質問でございますが、わかっている質問でございますけれども、認識を新たにしたいと思います。町長のご認識はいかかなものでしょうか。改めてお伺いいたします。

2つ目、三宅町では、避難勧告、避難指示は、だれがどのような状況で、またどういう判断基準に基づいて出されていますか。

3つ目、災害時には、要援護者への対策が求められます。災害時要援護者とは、どのような人を指し、その人たちへの救援活動はどんな形で行っていますか。三宅町の災害時要援護者の数をつかんでいらっしゃるんですか。また、救出について関係機関と協議をしておられますか。

4つ目でございます。三宅町の地域災害計画は、42年に計画されて、その後、平成19

年に一部修正されたやに聞いております。今後見直しの予定はありますか。また、その見直しは、コンサルタントや業者任せではなく、住民や専門家の意見を入れることも大事ではないでしょうか。いかがでございますか。

最後の5つ目でございます。災害時には、町職員の活動任務は非常に重要と考えております。町職員への防災教育や研修活動は、ふだんどのように行われているのか教えていただきたいと思います。

以上、質問でございますが、質問者は私でございますが、私は住民の代弁者でございます。町民にわかりやすいご回答をお願いしたいと思います。これによって少しでも町民の不安が解消されるのであれば、私は幸いやと考えておりますので、どうかよろしくをお願いします。

終わります。

○議長（梅本勝久君） 出井副町長。

○副町長（出井雅史君） 川口議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の三宅町民の生命と……

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） はい。

○3番（川口靖夫君） 私の1番目の質問でございますが、ぜひ町長に答えていただきたいんです。お願いします。

○議長（梅本勝久君） いや、これは町長の代理で説明されるわけですから、再質問でまた疑問があればやってください。

はい、どうぞ。

○3番（川口靖夫君） 了解しました。

○副町長（出井雅史君） お願いいたします。ちょっと再度繰り返します。

まず、1点目の三宅町民の生命と財産を守るのはだれですかとの問いであります。近年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震等に見られますように、地震災害が多発しております。また、今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、地震防災対策の充実強化や新たな課題も生じている中、国におきましても地震防災特別措置法の一部を改正する法律が可決されたところであります。

本法にもありますとおり、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することは国の基本理念であり、地方公共団体の責務であると考えております。

ただ、防災対策におきましては、みずからの身はみずからで守る「自助」が原則であります。この自助を前提としまして、みずからの地域をみんなで助け合って守る「共助」、そして行政が「公助」によりまして自助、共助を支援するものであります。このことを町民と行政がこの理念を共有し、お互いの役割を認識し協働することで、災害による被害を最小限にとどめることを目指せるものと考えております。

次に、2点目の避難勧告、避難指示はだれがどのような状況で、あるいは判断基準で発令されているのかの問いでございますが、まず避難勧告及び避難指示ですが、災害対策基本法を基本といたしまして、現行の三宅町地域防災計画におきましては、災害対策本部の長である町長が、そのときの被害状況を総合的に判断し、勧告及び指示を発令します。

なお、この勧告と指示の具体的な判断基準につきましては、本年度行います三宅町地域防災計画の改定において設ける予定をしております。

次に、3点目の災害時の要援護者対策についてですが、この件についても、災害時要援護者支援プランとして、本年度行います三宅町地域防災計画の改定に盛り込む予定です。災害時要援護者の範囲についても、障害者や高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害弱者以外についても協議検討が必要と考えております。また、救助活動の内容につきましても、この計画の改定に合わせて行う予定であります。

次に、4点目の三宅町地域防災計画の改正についてであります。さきの2点目、3点目のご質問でも触れさせていただきましたとおり、本年度、三宅町地域防災計画を改定し、見直す予定です。

もちろん、議員のおっしゃるとおり、業者委託の手法につきましては、完全な業者任せではなく、磯城消防署及び三宅消防団からも意見を聞き、また三宅町自主防災会、これを中心とした住民の意見を広く取り入れ、最終的には町防災会議のほうで承認をいただく必要があると認識しております。

最後に、町職員への防災教育や研修活動についてですが、現在、夜間、休日の防災体制を含め、三宅町職員初動体制マニュアルにより町職員の活動を行ってまいりました。

職員の防災教育及び研修についても、参集訓練、災害救助訓練、防災機材の使用方法、図上訓練並びに一昨年度の避難所の開設訓練等を毎年実施してまいったところであります。

今後も職員の実践的な対応力の向上に向けまして、積極的に防災研修への参加及び防

災訓練に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 川口議員。

○3番（川口靖夫君） 1つ、1番目の私の質問、町長みずから認識をお伺いしたいと、このように思っておりますので、お願いします。それが1つ。

それから、防災対策基本法によって町長が指示を発令されると。町長の不在のときはどちら様が発令されますか。そして、本年度改定という答えでございますけれども、本年度というのはいつごろ改定されるんですか。

それから、最後ですが、三宅町防災会とおっしゃいましたが、これはどういう組織でございますか。

以上、再質問終わります。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 川口議員の再質問でございますが、第1番目の質問に回答をということです。

先ほど副町長が私の代理として回答いたしました中にも全部ございました。地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することは、国の基本理念であり、さらに国民、いわゆる地域においては住民を指すわけでございますが、地方公共団体の長である私に責任がございます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 副町長。

○副町長（出井雅史君） 私に対しましては3点お聞きと思います。

1点目の町長が指示を発令されることになっておりますが、町長が不在のときはということでございますが、防災対策本部の仕組み上、町長が不在のときは副町長、教育長というような順番で指示を決定するようになっております。そういう体制になっております。

2点目の地域防災計画につきまして、本年度いつ作成されるのかということですが、この件につきましては、今回、補正予算のほうでもご審議いただく内容になっておりまして、それを受けまして計画を始めまして、いろいろな手続等、県との協議等がございますので、最終的には3月の末あたりまでに策定させてもらう予定となっております。

三宅町自主防災会のことを3点目はお聞きやと思うんですけれども、これはそれぞれ

の大字のほうで、地域住民の方で防災の要綱を定めていただいて組織されているものということで先ほど説明させていただいた分です。現在、すべての大字で自主防災会はつくっていただいております。

以上です。

○議長（梅本勝久君） はい、川口議員。

○3番（川口靖夫君） 大変ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） ご苦勞さんでございました。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（梅本勝久君） 次に、7番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

はい、松田君。

○7番（松田睦男君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

三宅町第3次基本構想についてお伺いいたします。

三宅町第3次基本構想審議会会長が町長に答申された、「万葉の花、あざさが咲き誇る、人と自然と歴史を育みきらめくまち、みやけ」、以下答申と称しますが、平成23年3月に発刊されました。何回か読み返してみましたが、さすが奈良県立大学学長が取りまとめられたものだと感心いたしております。

まず、（1）その中で、次の点に配慮されることを要望しますとあります。

①基本構想と趣旨と内容を住民に周知し、住民の理解と協力を得ながら、その実現に向けて努力されたい。

②基本構想の推進に当たっては、適切な進行管理に努めるとともに、協働の町づくりにより施策展開を図られたい。

これらの要望について、現時点までに具体的にどのような取り組みをされたのか、町長に回答を求めます。

（2）答申のP4というのは、この基本構想の中の4ページでございます。「三宅町の地域資源」のこの中の4について、「コンパクトなまちの中で町全体が徒歩圏となっております。」。歩いて、町全体が歩いて行けるとあります。民間企業であれば、車の通勤は禁止というところも出てくるように思います。三宅町の車通勤に関する規則、また職員の通勤実態はどのようになっているのか、現状を踏まえてどのように対応して

いくべきか、町長に回答を求めたいと思います。

(3) 答申のこの中の14ページでございます。「新たな人権問題への対応」について、人権侵害等に対策を講じる必要がありますと記してあります。また、この答申の32ページに、「あらゆる人権擁護の充実」において、重点的な取り組みの方向性とありますが、大変難しい取り組みになろうかと思います。

私は、三宅村時代より住民として地域懇談会に参加してまいりましたが、40年前の地域懇談会と現状の地域懇談会の内容に余り変化が見られず、参加者も少ないように思います。差別がよいと思っている人はいないと思いますが、これが現在の三宅町の現状であります。

新たな人権問題とはどういうことがあり、どのように対応すべきか、またあらゆる人権擁護の充実を図るために、具体的にどのようなことをしていくべきか、町長に回答を求めたいと思います。

(4) 基本構想の目標年次については、「平成32年度としますが、期間についてはめまぐるしく変化する社会経済状況等に柔軟に対応するため、弾力的に取り扱うものとし、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。」と記してあります。この三宅町の第3次基本構想への対応について、現段階における工程表を作成し、広く住民に進捗状況を公表し、さらに、計画期間中には工程表の手直しをしながら構想を実現させていくべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

回答次第におきましては、自席から再度質問をさせていただきます。

以上。

○議長（梅本勝久君）　ご苦労さんです。

町長。

○町長（志野孝光君）　7番、松田睦男議員の一般質問にご回答を申し上げます。

1点目の基本構想の現時点までの取り組みについての質問にお答えをいたします。

昨年の9月定例議会において、三宅町第3次基本構想の議決をいただき、町づくりの考え方、構想、10年後の目標人口、土地利用等を概要版として平成23年4月に全戸に向け配布を行い、町民の方々への周知をいたしました。

また、平成23年度予算編成方針の中で「第3次基本構想」として掲げられている取り組みを重要施策としながら、各構想に即した施策、事業を十分に検討した上、限られた予算の中で、例えば公有財産売却事業、町税等徴収率向上事業、ふるさと三宅創生事業、

太子道復興事業など、斬新かつ柔軟な構想で知恵と工夫を凝らした町づくりへの積極的な予算編成を行い、平成23年度予算を推進しておるところでございます。

次に、職員の通勤実態につきましては、基本構想では、三宅町の特色の一つである地域がコンパクトであるために、緊密なコミュニティが形成される条件が整っており、その特徴を最大限に活用できるよう推進すべきものであり、議員お尋ねの職員の通勤形態には直接関連性はないものと考えております。

ただ、ご質問の回答といたしましては、現在、職員で自動車並びにその他の交通用具により通勤を行っている旨の届出者は100名でございまして、利用基準として、自動車等を使用しなければ通勤することが困難である職員が自動車等を使用し、通勤しているものと判断しております。

議員のおっしゃるとおり、民間においては、駐車スペースの問題や環境問題等の観点から、自動車通勤の制限を行っている企業もございしますが、町におきましては、特に職員の車通勤に関する規則等を定めてはおりません。

以前、別の議員からもご質問をいただいたときに、環境への負担を減らす上でのエコロジーの観点より、議員の皆様にも自転車の使用を考えていただければとの提案を申し上げたことがございます。私も自転車、バイクをできるだけ利用するようにしております。その姿は、議員も既にご存じのことと思っております。ぜひ、松田議員も率先して、この行動に賛同していただけたらと、このように考えております。

次に、新たな人権問題とはどういうことがありますかのご質問についてでございますが、今私たちの生活は、子供から高齢者まで携帯電話やパソコンを使うようになり、日々便利になりましたが、残念ながらそれらの機器の使い方によって誤った情報が社会に流れ、それとともにインターネット掲示板の人権侵害という問題も発生してきております。

さらに、いじめや児童虐待も後を絶たず、子供の命を奪ってしまうことすらあります。

また、高齢化社会が急速に進む中で、介護の現場における高齢者虐待問題も発生しております。

これからは、地域・家庭・学校においての「つながり」の希薄さが問題をさらに深刻にしているのではないかと、このように考えております。

三宅町においての人権問題の取り組みは、同和問題を中心としたものから、あらゆる人権問題というように変わってきています。

「人と人とのつながり」、「人と地域とのつながり」、「きずな」を広げ、「人権尊重の地域づくり」をテーマとして、今まで実施してきた人権学習推進講座、地区別懇談会、研修会等の事業の内容等をより一層充実・発展させ、社会的弱者と言われる子供や高齢者が安心して安全に暮らせる地域社会となるよう、町民の皆さんとともに進めていきたいと考えております。

次に、基本構想の工程表の作成等についてのご質問でございますが、基本構想は住民の皆様や地域、企業、行政が協働しながら、おおむね10年後の三宅町のあるべき姿を示し、その実現に向け町づくりを進めていくための総合的な指針であり、議員ご指摘のとおりに目まぐるしく変化する政治・経済等の中、財政的な裏づけが不安定な中、具体的な実施計画等の作成に基づく執行には、現時点では慎重にならざるを得ない状況であると考えております。

既に、予算ベースで執行するものは平成23年度より実施し、構想に基づき土地利用等はマスタープランを作成することとし、実施期間途中であっても内容等を見きわめ、必要に応じ見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 松田議員。

○7番（松田睦男君） ただいま町長のほうから非常に具体的に丁寧にご回答をいただきました。大方は私は了解、また理解ができています。

その中で私が申し上げたいのは、（3）の「新たな人権問題への対応」というところでございますが、この人権問題というのは非常に難しい問題でありまして、過日も前教育長が参加された地区懇において私が質問をいたしました。

奈良県では、この人権問題に対して、一方には川口県会議員がおる、一方には山下県会議員がおると。その中でどちらを三宅町は、どこに属してこれをやっているのかという質問をしましたが、前教育長からは、この問題につきましては何も回答はなし。だから、一般住民は、この人権問題に取り組むのに2つの組織があって、三宅町はどの方向で進むのかということがわからないというのが一般住民の今の取り方でございます。非常に回答は難しいと思いますが、そういうところも含んでいただきたい。

それと、もう一つ、実はこの地区懇というのは、各自治体が主体になって年1回ですか、実施されているというように思います。その中でこういう事例があるんですね。一方では、この人権問題等について一生懸命やらなければならないということはわかるん

ですが、この議員の中で、この私に対して、知恵おくれに効く薬はないとか、ばかにつける薬はないとかね、そういうことを言うておる人が、この地区懇でどういうふうにして、これをまとめていかれるんですか。これが現状じゃないですか。

口で言うのは簡単なんです。だから、そういう実態があるということだけ、皆さんの耳に入れておきます。

○議長（梅本勝久君） 松田議員さん、通告以外のことで膨らまさないという約束をお願いしておるわけでございますので、よろしくお願いします。

○7番（松田睦男君） いや、議長、これは通告の中の関連として話ただけじゃないですか。こういう実態があるんですということを、行政の方もよう頭に入れておいてくださいよと。何も私、回答も何も要りません。回答できるはずがない。

○議長（梅本勝久君） はい、結構です。

○7番（松田睦男君） それはようわかっていますん。わかっておって言うておるんです。
以上。

○議長（梅本勝久君） 再質問の回答、はい。

○町長（志野孝光君） 1点目は、町としてはどのような組織に所属するのかというような趣旨であったかと思いますが、三宅町といたしましては、どういった団体等々は関係なしに、三宅町としては独自の人権問題について取り組みを図っております。

以上です。

2つ目は回答は控えさせていただくというか、できません。

○議長（梅本勝久君） よろしいですか。

○7番（松田睦男君） はい。

○議長（梅本勝久君） はい、ご苦労さんでした。

○議長（梅本勝久君） ここで5分ほど休憩いたします。トイレ休憩、よろしくお願いします。

（午前11時00分）

○議長（梅本勝久君） 再開いたします。

（午前11時07分）

○議長（梅本勝久君）　まず最初に、川口議員に対しての質問の中で、副町長より誤った説明がございましたので、再度説明をさせます。

副町長。

○副町長（出井雅史君）　先ほど、川口議員の再質問の際に、自主防災会のことについてお聞きいただいた件です。

私、自治会のほうで組織されている防災会ということでご説明させていただいて10大字のほうで組織されておると申しましたけれども、この数のほうですねんけれども、8のほうで組織されておりまして、2のほうは現在進行中ということで、その部分を修正させていただきます。すみません、よろしくお願いいたします。

◇ 植 村 ケイ子 君

○議長（梅本勝久君）　それでは、2番議員、植村ケイ子議員の一般質問を許します。

植村議員。

○2番（植村ケイ子君）　一般質問をさせていただきます。

指定管理者制度についての再質問です。

平成23年6月10日の議会において、私の再質問について後日お答えしますとのことでしたが、約1カ月後の7月8日、文書での回答が届けられました。町長の回答を読み上げます。

「教育委員会が示された金額と言われる金額等については、予算査定業務の中で指定管理委託料の算定するために使用した資料の一部と推察され、これらの資料については意思形成過程における行政内部での自由で十分な意見交換等が妨げられるものであり答弁を控えさせていただきます」とありました。

そこで、教育長にお聞きします。

1点目、今回、教育委員会事務局で「指定管理委託料の算定するために使用した資料の一部と推察され」と回答されていますが、結局事務局は最終的には指定管理委託料の試算等の積算金額を作成されなかったということですか。それとも作成されたのですか。

また、作成されたのであれば、その金額を町長に提示されたのですか、提示されなかったのですか、お聞きします。

なお、今回、三宅町体育館他の施設を指定管理委託契約されましたが、まだそのほかに教育委員会が行う業務がありましたら、お答えください。

また、経費が必要な部分がありましたら、個々の事業経費を詳しくお答えください。

また、町長の回答の中で、議会での議決をいただきました指定管理委託料の予算額である1,100万円の内訳である人件費、維持管理費等の内訳につきましても、将来の同種の事務事業にかかわる公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報であることから、答弁については控えさせていただきますとのことですが、そこで町長にお聞きします。

2点目、議会で議員の質問に対して契約内容に関する資料を提示することが、何をもってどのような公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるのかを詳細にお答えください。

3点目、3月議会で議決された指定管理委託料の予算額1,100万円は、本当は教育委員会事務局が積算されたのですか。また、町長が積算されたのですか。どちらかはっきりお答えください。試算、積算等の内容は答えていただかなくて結構です。

4点目、指定管理者との契約内容のうち、体育館及びテニスコート等の貸し出しによる使用料金収入（平成23年度予算87万7,500円）については、業者側の収入となっていますが、これは町の歳入となるべきではないでしょうか、お答えください。

5点目、指定管理料及び使用料金は、3年間で1,070万円掛ける3年は3,210万円、使用料金収入は3年間で約268万4,500円ということは、3年間で合計金額3,478万4,500円に間違いありませんか、お答えください。

再度指定管理者制度についてお聞きします。

あざさ苑の指定管理者は三宅町社会福祉協議会ということですが、会長は町長ですよ。あざさ苑の管理運営だけで莫大な金額4,200万円も経費がかかっていると聞いてびっくりしています。管理費、運営費の明細を詳しく教えてください。余りたくさんでしたら文書で結構です。

なお、平成23年度当初予算積算書類議員提出資料の中に、三宅町社会福祉協議会補助金1,138万3,000円と記載されています。同じ社会福祉協議会になっていますが、用途は違うかと思いますので、何のための補助金かお聞かせください。

ちなみに、3階のデイサービスセンターの指定管理料はゼロ円ですが、今後、賃借料はどのようにお考えになっていますか。

また、1階の喫茶店においてもどのようにお考えですか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 植村議員の指定管理者制度について、1点目のご質問にお答えいたします。

指定管理委託料の試算等については、当時、体育館等の指定管理委託業務の予算化については、町長からの指示を受け検討に入り、予算要求作業を行ったと聞き及んでおり、財政担当課、副町長、町長による予算ヒアリングを受け、最終は決定権者である町長が決定され、議会に提案されました。

なお、本年度も教育委員会が実施しております指定管理委託契約を行っている事業といたしましては、東屏風体育館の指定管理で年35万円であります。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 副町長。

○副町長（出井雅史君） 引き続き、植村議員ご質問の指定管理者制度についての再質問に関する2点目から5点目の質問にお答えいたします。

まず、2点目のご質問であります。議会での議決をいただきました指定管理委託料の予算額である1,100万円の内訳である人件費、維持管理費等の内訳につきましては、三宅町情報公開条例第6条第6号の規定に基づき、将来の同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある情報であることから、答弁については差し控えさせていただきますと申しましたのは、具体的には今後の体育館等の指定管理者の募集時に、応募企業の経営努力の精査を行うことなく応募されることが予想され、公平な事務に影響を及ぼすことが考えられるためであります。

次に、3点目の予算の積算についてのご質問であります。1点目のご質問にお答えいたしましたとおりでございます。

次に、4点目のご質問であります。従前は町の歳入でありました施設等の使用料収入の取り扱いについてであります。これは地方自治法第244条の2第8項に「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」との規定に基づき、去る3月議会の議案第26号の指定管理者の指定の提案説明でもご説明いたしましたが、国民健康保険、後期高齢者医療等の運営におきまして、町民の健康の維持・増進、そして病気にならないため予防という部分に力を入れていく必要があります。体育館を中心としたスポーツ施設の有効利用を図るべく、運営において企業の柔軟な考え方を積極的に活用を

行うこととして、指定管理者制度を導入したものであります。委託料だけではなく、指定管理者の自主的な経営努力の成果が反映されるシステムとして、施設の使用料については、受託企業の収入を予定して公募をしたものであります。

最後に、5点目の質問であります。体育館の指定管理料につきましては、町からの指定管理料は「平成23年度における社会体育施設の管理運営に関する協定書」において年額1,070万円と定められておりますが、施設の使用料は、先ほど申し上げましたとおり、直接施設側の収入となるものです。そのため、議員が言われる町からの支出という観点では、3年間で合計3,478万4,500円であるかについては、間違いであるとお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 植村議員のあざさ苑の指定管理等に関する一般質問についてお答えをいたします。

ご質問の初めにございましたが、私は、三宅町社会福祉協議会の会長として、他の役員の皆さんとともに、社会福祉協議会の経営について執行責任を持ち、外部に向かって法人を代表しております。

三宅町社会福祉協議会では、「だれもが安心して暮らせる地域福祉」の実現を目指し、住民主体の理念に基づき、地域づくりを進めているところでございます。

さて、ご質問につきまして、ご質問の場が三宅町社会福祉協議会の理事会ではなく、三宅町議会定例会での一般質問ということでございますので、三宅町長としてお答えをさせていただきます。

まず、指定管理料の予算額である4,200万円の内訳につきましては、今後の福祉施設の指定管理者募集時に、応募者が経営努力の精査を行うことなく応募されることが予想され、公平な事務に影響を及ぼすことが考えられるため、答弁を控えさせていただきます。

指定管理者制度につきましては、植村議員もご承知いただいているところかとは存じますが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、町民サービスの向上と経費の削減等を図るため導入いたしております。

あざさ苑においても、平成18年4月より従来の「管理委託制度」から公募により「指定管理者制度」に移行し、現在に至っております。

当該指定管理期間が平成24年3月で満了になるため、次期指定期間についての募集では、効率的かつ効果的な管理運営による経費の節減努力をさらに求めるとともに、指定管理者との間におけるリスク分担並びに施設設備、備品の修繕についての明確化並びに個人情報保護の強化を図ってまいる所存です。

次に、三宅町社会福祉協議会への平成23年度の補助金1,138万3,000円でございますが、これは三宅町社会福祉協議会への運営補助金でございます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進役」として位置づけられ、全国・都道府県・市町村に設置されている社会福祉法人です。地域の住民や社会福祉関係機関との協力を得ながら活動することを特徴とし、「民間性」と「公共性」という2つの側面を持ち、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア活動等の支援、共同募金運動への協力など、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

社会福祉協議会の財源といたしましては、民間性と公共性が同居している団体で、事業活動の公共性・社会性が高いことから、人件費や委託事業費には、三宅町から補助金を支出しております。

一方、法人としての民間財源確保につきましては、共同募金分配金、善意銀行といった住民の皆さんの協力による民間財源を独自事業に充当し、社会福祉協議会が行っています訪問介護・居宅介護支援事業等につきましては、事業に係る事業費・人件費等のすべてを介護保険収入で賄うこととなっております。

次に、三宅町デイサービスセンターの管理運営は、三宅町デイサービスセンター条例等に基づき、民間のノウハウを幅広く活用することにより、施設の利便性、快適性をより高め、効率的に管理することを期待し、指定管理制度により指定管理者に管理運営を委託しております。

ご質問の指定管理料がゼロ円ということにつきましては、公の施設は、その立地条件や性格上、利用料金だけでは採算がとれない施設が多い中で、本施設は収支バランスを得やすいことから、利用料金制を適用していることによります。

つまり、介護保険法による居宅介護サービス費等の利用料金収入によって、指定管理に係る経費を賄っていることとなります。指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、インセンティブ効果が発揮されるよう、精算による返還は求めておりません。

したがって、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、町からの補てんは行いません。

ご質問の賃借料については、三宅町デイサービスセンターは、三宅町デイサービスセンター条例により設置しております町の施設であることから、賃借料は考えておりません。

次に、喫茶コーナーの運営につきましては、当初、「三宅町保健福祉施設管理運営検討委員会」で運営者の選定が行われました。そのときの選定理由は、「障害者の自立支援の一環として、隣接地に建設予定の知的障害者授産施設「ひまわりの家」に運営等を許可することにより、通所者と施設利用者のふれあいを図り、授産施設についての理解を高めるとともに、通所者の社会訓練の機会をふやす」ということでございました。このことから、賃借料の徴収は考えておりません。

以上、あざさ苑指定管理制度等についてのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 植村議員。

○2番（植村ケイ子君） ちょっと再質問したいと思います。

教育長にお聞きします。

1点目の回答で、東屏風の体育館の指定管理とありましたが、それ以外に前年度まで三宅町体育館において行われていた保健体育関係の事業で、指定管理委託以外の事業はありますか。

先ほど教育長、副町長より回答をいただき、それを踏まえて町長にお尋ねします。

予算について、教育委員会事務局で予算要求をされたということですが、予算案の提出については、各課より提出された予算積算書を町長が査定し、町長自身が最終決定して町長名で議会に提出しているということは、最終的には町長自身が決定されたのですね。これは町長自身でお答えしていただきたいと思います。

もう1点、6月議会で、私の一般質問の回答を後日文書でいただきました。その中で、「教育委員会が示された金額」、約800万円と言われる金額等については、「予算査定業務の中で指定管理者委託料の算定するために使用した資料の一部と推察され」と回答されています。ということは、資料の中にそういう書類があったということですか。町長自身でお答えください。

三宅町の福祉施設、あざさ苑の運営と三宅町の町長、2つの大きな組織を町長が兼務されておられるものをどのようにちょっと考えておられるのか、その辺も少しお聞きし

たいと思います。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 植村議員さんの再質問ですが、東屏風体育館の指定管理以外の三宅町体育館で行われていた保健体育関係の指定管理以外の事業についてお答えいたします。

事業といたしましては、野外活動29万2,000円、マラソン、駅伝大会9万6,000円、市町村対抗小学生駅伝7万2,000円、ビーチボール大会10万8,000円、ジュニアビーチボール大会9万2,000円、その他といたしまして、保健体育関係の事務連絡調整や会議への出席があります。

内容といたしましては、体育指導員協議会及び指導委員が実施する事業があります。また体育協会、スポーツ少年団の県や郡との連絡調整に関すること、また、新たなスポーツ団体の育成指導事業があります。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 続いて、町長。

○町長（志野孝光君） 2回目のご質問、予算編成に対して最終決定は町長がしたのかという再質問でございますが、まさに議員がおっしゃる手順を踏んで、私が最終決定をして議会に上程を諮り、ご可決をいただいております。

6月に文書で再回答したところをご質問されましたが、そういうふうな書類はございます。作成段階での内部資料としてございます。

それと、社会福祉法人、社会福祉協議会の会長の兼務についてでございますが、磯城郡においては、田原本は町長が会長をされておるのではなく、会長が別においでになり、また川西町においては、私と同様町長が社会福祉法人の会長をお務めになっておられます。

三宅町といたしましては、まだまだ社会福祉という地域の土壌がこれから確立されるまで、会長を町長が兼務するのがいいのではないかと私は考えておりますので、当面の間、会長を兼務して福祉充実に向け頑張っていきたいと、このように考えております。

○議長（梅本勝久君） 植村議員。

○2番（植村ケイ子君） もう一度、教育長にお聞きしたいんですけれども、指定管理委託したにもかかわらず、町の事業として今説明を受けた部分が残っているということですよね。その事業部分としての担当職員がおられますか。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 教育委員会としての事業が残っておりますので、事業を続けている者はおります。

○2番（植村ケイ子君） 終わります。

○議長（梅本勝久君） 梅村議員の一般質問を終わります。

◇ 中 尾 正 巳 君

○議長（梅本勝久君） 引き続き、4番議員、中尾正巳君の一般質問を許します。

○4番（中尾正巳君） それでは、私のほうで一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、防災対策について。

東日本大震災の災害の巨大さと、その悲惨な現状、頻繁に起こる余震、別地域での地震の発生等を目の当たりにし、日本国民は常に緊張感や不安を抱いています。最近では、奈良県、和歌山県でも頻繁に地震が発生しており、いつどこで大地震が発生しても不思議ではありません。

今後30年以内に地震の起こる確率は、東海地震では87%、東南海地震では60%から70%、南海地震では60%と想定されています。このような地震発生の可能性があるとされている以上、三宅町が指定している避難場所について、再検討及び再点検、町民への徹底した周知、地域防災計画の見直しや町民の防災意識の高揚は急務であると考えており、三宅町としては今後、対策をどのように取り組みされるか、お考えをお聞きたい。

2点目、町道の連結について。

三宅町但馬424番地の3並びに三宅町但馬413番地付近に隣接している町道196号、町道194号がそれぞれ行きどまりの袋路になっており、当地区住民にとっての生活道路の利用に支障を来し、大変不便な状態が続いています。

そして、当地区では、交通に関連したトラブルも再三起こっており、また火災などの緊急時の消火・救助活動に支障を来すと考えられます。

さらに、今後、地震などの災害が発生した場合、避難・救援などを妨げることにもなりかねません。

そこで、有事の際の地域住民の生命・財産を守るためにも、現状の町道を早急に連結し、公道としての機能を果たすよう対策を行うべきであると思います。このことについて三宅町の見解をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 4番、中尾正巳議員のご質問にございました三宅町の防災対策及び取り組みについてのご回答を申し上げます。

ご存じのとおり三宅町では、広域避難場所として1カ所、一時避難場所として7カ所を指定しております。

広域避難場所とは、行政上の広域避難場所は地震などにより危険が地域全体に拡大したときに避難する場所であり、一時避難場所が危険になった際に集団で避難する場所であることから、町のほぼ中央で大規模な広場でもある三宅小学校を指定しております。

一時避難場所については、一時的に身を守るために避難する場所で、地域住民等の集合及び待機場所としての位置づけでもあるものと考えております。

また、収容避難場所のように避難生活をする場所の位置づけでないことと、小規模な広場である一時避難場所において十分対応は可能であることから、現時点での再検討や再点検は考えておりません。

なお、周知につきましては、平成13年9月に「防災の手引き」の冊子を全戸に配布を行うとともに、それ以降の転入者に対しても同様の周知を行っており、地域防災計画の見直しにつきましては、本年度中に見直す予定をいたしております。引き続き住民の皆様には防災情報の周知徹底を行い、地域住民の防災意識の高揚に努めたいと考えております。

特に、今年度、防災行政無線の戸別受信機を災害時の要援護者となられる一部の方のお宅に、第一弾として無償設置を行う予定で進めており、情報伝達のおくれや二次災害を起こすことなく、確実に災害時の緊急情報を伝達できるものと期待をしております。

2つ目の町道連結につきましては、産業建設課長が回答を申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 岡本課長。

○産業建設課長（岡本豊彦君） 私のほうからは、町道の連結についてご回答申し上げます。

町道194号線と196号線を連結すべきとのご質問であります。まず町道194号線は、曾我川河川敷から住宅へのアクセス道路として利便性を図ることを目的とし、平成2年12月に供用開始を行った道路であります。

また、町道196号線は、伴堂1227の2番地から曾我川右岸を経由し広陵町へ通じる計画

道路として、平成3年6月に供用開始した道路であります。

その後、地方改善事業等によって道路を拡幅するとともに、分譲宅地の造成事業に伴う進入路を目的の一つとした枝線道路として、平成8年9月に供用開始した道路であり、分譲宅地内の回転帯を利用し、再び196号線へと通行できるよう計画され、事業としては既に完了しております。

ご質問の区間について、交通量の増加、また利便性等を理由とした道路新設に係る自治会要望は受けておりませんし、緊急時の車両の通行についても支障を来すとは考えておりません。したがって、両路線を連結させるための道路として新設する予定は現時点ではありません。

なお、この区間は個人の私有地、いわゆる私道が含まれておりますので、例えば所有者の寄附申し入れがあったとしても、町道として認定できる寄附基準に達していることが条件になると考えております。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 中尾議員。

○4番（中尾正巳君） それでは、防災対策についての再質問をいたします。

地震は一たび例えば発生すると、広範囲に強大な損害をもたらし、我々の生活を激変させてしまう恐ろしさを持ち合わせております。東海地震ではマグニチュード8、東南海地震では8.1、南海地震では8.4と想定されております。また、東海、東南海地震と南海地震の同時の発生の場合は、マグニチュード8.5と想定されております。三宅町におきましても、最大震度5強にもなると想定されています。

そこで、災害時の司令塔となる役場庁舎を初め、先ほど町長が広域避難場所が1、一時避難場所が7と言われておりますが、それ以外の町施設についての耐震の整備計画についてお伺いしたいと。また、救助用機材配備場所の機材の点検についてもあわせてお聞きしたいと。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 再質問にございました司令塔となる役場でございますが、まずその後に質問されました耐震の計画、ご存じのように小学校は3期に分けて耐震補強、大規模改修工事が完了いたしまして、現在、予算を集中して式下中学校の昨年1期、今年度2期工事、事務分担は今年度、来年度、川西町教育委員会となっておりますが、そこ

に予算を投入して耐震工事に当たっておるところでございます。

並行して、三宅幼稚園舎の耐震設計を受けましたところ、強度が不足している部分がありましたので、今、実施設計に入りまして、来年度、新年度の予算として耐震補強大規模改修工事に着手する予定でございます。

その他の施設につきましては、なかなか補助金も、その震災等の影響もあり、激減しておりますので、これからの工事につきましては、より有効的な補助を見つけながら、役場、それ以外の施設についての耐震工事に取りかかってまいりたいと、このように考えております。

機材につきましては、これもすべて町単費の購入となることが考えられることから、まずは防災備蓄品の充実から図りまして、それ以外の備品につきましては計画的に購入を実施しております。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 中尾議員。

○4番（中尾正巳君） 三宅町の防災マップでは、救助用機材を利用しようとするところにエンジンカッターとかチェーンソーが配備されておると思います。それいざというときに、例えばエンジンがかからないとかということがあり得ると思いますので、そういう点、年に何回か点検をしていただきたいと、これは私のほうで要望いたします。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 現在、いただきました要望につきましてですが、先ほど副町長が言いました自主防災会の組織の確立されておる自治会におきましては、防災倉庫の中身の機材等の管理につきましても、自主防災組織において管理をお願いして委託しておるところでございます。

また、現在、残りの2カ大字につきましても、設立に向けて進行中であり、中の防災機材の管理につきましては、組織がない中でもその辺の定期点検を行っていただいております。

○議長（梅本勝久君） 中尾議員、ございませんか。

○4番（中尾正巳君） はい。

○議長（梅本勝久君） 中尾議員の一般質問を終わらせていただきます。

ここで、皆さんにお尋ねいたします。

もう1人、渡辺議員の一般質問が残っておるわけで、12時、正午を少し回ると思いま

すけれども、引き続き続けさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) それでは、続けさせていただきます。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長(梅本勝久君) では、1番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

○1番(渡辺哲久君) 渡辺哲久から一般質問をさせていただきます。

三宅町第3次基本構想の実施について質問します。

1番、三宅町第3次基本構想を実行するために、実施計画の策定が必要であると考えますが、町長のお考えを聞かせてください。

2、元気な三宅町をつくり上げるために、住民参加で実施計画を作成し、住民の力をかりて町づくりを進めることが不可欠です。そのために、1、第3次基本構想を住民に説明するタウンミーティングを実施する。2、恒常的な住民参加を実現するために、適切な場づくりをする。具体的な形は、住民の意見を聞きながら決定することを提案します。町長のお考えをお聞かせください。

質問の理由を説明します。

ことし3月に三宅町第3次基本構想が定められました。その骨子は、三宅町の人口の10年後の推計が6,872人であるが、若い世代や子供の人口減少を抑制して、7,300人を目標とする。そのために、子育て支援の充実、就学前教育の充実、学校教育の充実、そして高齢者・障害者福祉の充実、さらに京奈和自動車道三宅インターチェンジの開設により、アクセスが向上することを活用した商工業ゾーン化、そして住民参加による協働の町づくりの推進などが掲げられています。

行政改革の推進、小泉政権の三位一体改革によって激減した地方交付税交付金が、民主党政権になって戻されたことにより、三宅町の財政は破綻の危機をひとまず逃れています。しかし、この先、少子高齢化の波はさらに強まり、国・地方の巨額の借金による財政破綻の危険は打開の道筋が見えません。この5年、長くて10年が新しい未来社会を構想し着手するラストチャンスです。

今後10年間の町づくりの方向を定めた第3次基本構想を、絵に描いたもちに終わらせたら、三宅町は衰退の道を転がり続けることになるでしょう。

第3次基本構想を実現するために、具体的な目標、優先順位、工程表、財政計画を定

める実施計画が必要であると考えます。そして、その実施計画は、住民参加でつくり上げていくことができるかどうか成否にかぎです。

基本構想策定に当たって実施された住民のアンケートでは、住民が行政に期待するごみ・し尿の処理、高齢者福祉、障害者福祉、上下水道などで満足度が高く、児童福祉、人権の尊重でも高い評価を得ています。交通や工業、商業では不満の度合いが高くなっていますが、これはあきらめも含めてだれもが感じているところでしょう。三宅町には誇れるものがまだまだあると住民が感じていると言っていると思います。

しかし、同時に、「三宅町の将来」については、だれもが大きな不安を感じています。特に高齢者の人たちでは深刻です。時を争っています。三宅町では住民参加で町づくりを進める土壌が少なからずあり、また今はそのチャンスですというのが質問の理由です。

答弁のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 1 番、渡辺哲久議員の基本構想実施計画の策定について、ご回答を申し上げます。

基本構想の実施計画については、松田議員にもご回答を申し上げましたとおり、目まぐるしく変化する政治・経済等の中、財政状況においても不安定な状況が続く、本基本構想は、三宅町のこれからを目指すべき将来像を設定したものであり、現時点では今後より一層厳しさを増すことが予想される財政状況を考えながら、具体的な実施計画の作成については、すべてに及び一度に実施はできませんが、毎年度予算計上時に、本基本構想への取り組み部分を検討し、予算計上し、実施してまいります。現在、第2次集中改革プランの作成を行い、安定的な財政運営を図るべく、平成25年度までのプランの推進に向け取り組んでまいっております。

次に、住民への説明のためのタウンミーティングについてでございますが、平成23年4月に第3次基本構想概要版を町内の全戸に配布し、町民の方への周知を行い、ご理解をいただいておりますことと認識しておりますので、現段階ではタウンミーティングは考えておりませんが、今後、住民等が集われる機会において、三宅町の町づくりに対する住民のご意見等をお聞きし、取り入れてまいりたいと考えております。

その一つといたしまして、今年度、地域防災計画の見直しを行うに当たり、形は現在検討中ですが、住民、団体の皆様の意見を広く取りまとめてまいりたいと考え

ております。

次の恒常的な住民参加を実現するために、適切な場づくりをするについてでございますが、現状といたしましては、住民の代表である議会議員の皆様の役割は非常に大きく、恒常的に町運営に貢献をいただいております。自治会長会や行政委員会並びに個別の行政のプランの作成時に、ご出席をいただいた各種関係団体の代表の皆様と、また公募で募った住民の委員の方や、それ以外、自主的に三宅町のまちおこしに取り組んでいただいております団体や商工会、またNPOなどを通じまして、住民の皆様方のご意見を賜っておるところでございます。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 渡辺議員。

○1番（渡辺哲久君） 町長が松田議員の質問に対しても説明されたとおりに、基本構想を実現していく財政的な裏づけとか、見通しとか、とても立てにくい状況です。だから、みんなが不安を感じているという状況は、多分共通認識だと思うんですね。

住民参加ということを殊さら強調するのは、やはり高度経済成長のときのようにお金がいっぱいあって、じゃ、これもやりましょう、あれもやりましょうとはならない。必要な事業はこれとこれ、絶対必要なんだけど、でもお金これだけしかないから、とりあえずこっちから始める。さっき耐震工事の話で、学校から始めて、次、幼稚園、まず子供の安全を確保するという、そういう選択はとても正しいと思うんですね。

けれども、やはり住民からすると、特に高齢者の方からすると、この先5年、10年、本当に三宅町で生きていけるのかというのは、個人的な話ですけれども、選挙の中でもよくそういう不安を感じました。

だから、行政サイドでこうしますというふうに投げかけても、実際にできることというのは、こんなバラ色の話はできないと思うんですね。

使えるお金の予算についても非常に限られたものになる。でも、それが10年先の将来に対してこういう意味がある、こういう積み重ねになっていくということをみんなに理解してもらわないと、結局何もしてくれへんやんかというようなことで、町民の町づくりの意欲が後退してしまう危険があるというふうに考えます。

具体的に今即回答しろというわけではありませんが、ぜひ考えていってほしいと思うことが、例えば先ほどの基本構想の審議会をつくってやられましたし、私も第1次の行政改革委員会の委員もさせていただいたので、その論議が無意味だとは申しません。

そういう論議はしっかりした骨子をつくっていくために経験と知識を持った方、あるいはコンサルの意見とかも私は無用だとは思いませんので、そういう意見も大切なんですが、これから先の行政運営にとって大切なことは、住民が決定に参加できるということだというふうに私は思っています。

お金も限られている、でもやらなきゃいけない必要な施策は差し迫ったものでもこれだけある。じゃ、とりあえずみんなで合意してここを優先しましょう。お金はこれだけしか使えないです、これだけのことはあるけれども、ここはあきらめましょう、あるいはもっと言えば、こういう負担はこれだけお願いしますというようなことも、国レベルでも税と社会保障の一体改革の中で論議されているような、そういうことが町レベルでも必要だというふうに思います。

だから、今回、今すぐ具体像を返答しろとは求めませんが、今までのあり方を少し見直して、住民自身が三宅町の未来をああしたい、こうしたいという決定、最終的な決定はもちろん議会で決めるということになりますが、そういう過程を一生懸命つくっていくということは、ぜひ考えていただけないかなと思います。

全国的にまちづくり協議会とか、自治基本条例とか、そういう制定の動きが広がっていますが、背景にあるのは、やはりもう行政だけでは町はつくれない。住民の力、住民の協力、住民の参加なくしては、行政のお金と行政の職員だけで町づくりを進めるということはもう不可能だという客観的な時代背景があって、そういう動きが進んでいるというふうに思いますので、三宅町でも今までのやり方とは少し違う、住民をもっと引き込んでというか、住民と一緒に町づくりをしていくという、そういう発想で考えていかないと、未来はつくれないんじゃないかなと思います。

今、可能な範囲で構いませんので町長のお考えを聞かせていただけないかなと思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） ただいま渡辺議員より貴重なご意見をいただいたと私は認識しております。

私、就任3年余りを経験しておる中で、現在までを振り返ってみますと、かなり住民の皆様方の行政に対しての考え方が変わってきたと、このように感じております。自分たちの町は自分たちでつくっていこうという思いが非常に強まってまいりまして、さま

ざまな活動が沸き起こってきたと、これが現実でございます。

例えば、今月ですと9月25日にスポーツフェスタがございましたり、過去を振り返りますと、7月には三宅町出身のバレエダンサーの公演もございました。また、昨年より始めております絵本づくり、その絵本が紙芝居活動へと発展をしたり、昨年、第1回を大成功に終わりました奈良盆地のへそウォークなどに対しましては、住民、また各種団体の皆様がこの取り組みに対して、本当に熱心にご協力をいただいたと感じております。

また、あざさの花普及、そして地域の防災、防犯チームもほとんどの大字で結成をしていただきまして、本当にボランティアの精神でご活動をいただいております。

この3年間を通して、行政と住民の皆様、また住民の皆様と行政の距離が非常に近くなったのではないかと、このように感じております。

これから議員の皆様方のご協力を得ながら、さまざまな面において情報収集や予算組みを行っていきまして、タウンミーティングであったり、そういうところを発展させ、協働の町づくりに向けて町としても取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（梅本勝久君） 渡辺議員。

○1番（渡辺哲久君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

ちょっとタウンミーティングのことで少し誤解があるといけないので、もう一度確認しておきますが、タウンミーティングを行政の施策の説明の場だというふうに私は考えていません。行政はこう考えるけれども、皆さんはどうお考えですかという、本当にミーティング、なかなか内容としては難しいんですけれども、タウンミーティングをきっかけにして、例えばそこでこういう委員会をみんなで立ち上げましょう、参加してくれる人はぜひ応募してくださいという今までの審議会とは違うやり方で着手する。それは非常にリスクもあるし、本当に論議がまとまるかということはあるんですが、実際には全国でも幾つかのところでは、例えば100人委員会とかをつくって、進んだところでは、介護保険料も自分たちで大体決めていった。平均よりも高いけれども、自分たちは町にはこれだけのサービスがやはり欲しいから、これだけの介護保険料でも自分たちは納得するという、そういう住民委員会が決定したものを議会が追認して決定すると。

だから、別に何か説明して追及を受けるとか、そういう旧来の関係ではなくて、こちらから参加を呼びかけるためのツールとして、町サイドから非常にやりやすいやり方で、

住民も参加しやすいやり方なので、ぜひ活用していただけたらと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 再答弁はよろしいですね。

○1番（渡辺哲久君） はい、いいです。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

なお、12日より14日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月20日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました議案等について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後 0時06分）

平成23年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成23年9月20日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 巳	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	出 井 雅 史
教 育 長	田 畑 榮 一	総 務 課 長	中 川 章
健康福祉課長	東 浦 一 人	町民生活課長	西 岡 康 次
産業建設課長	岡 本 豊 彦	教育委員会事務局長	陰 山 尚 則
上下水道課長	松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長	吉 井 五十鈴
会 計 管 理 者	向 井 理 則		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土 江 義 仁	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	吉 田 陽 介		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	廣 瀬 規矩次	6 番 議 員	馬 場 武 信
---------	---------	---------	---------

平成23年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成23年9月20日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（梅本勝久君） 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いようでございますが、議員の皆さんともにおそろいでございますので、平成23年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、会議は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時57分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎決算特別委員長及び各常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第1、決算審査特別委員長及び各常任委員長報告についてを議題とします。

去る9月9日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月12日と13日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員長、廣瀬規矩次君。

○決算審査特別委員長（廣瀬規矩次君） それでは、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

去る9月5日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置をされ、当委員会に審査付託を受けました平成22年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮されたかどうか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどに視点を置き、去る12日、13日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費率については、平成21年度より22年度は17.3%から15.1%になり、将来負担比率も102.9%から93.4%とおおのの改善されており、今後の行政運営にますます期待をするところで

あります。

それでは、まず平成22年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額の38億8,452万8,497円で、歳出決算額は37億3,440万7,049円、歳入歳出差引額は1億5,012万1,448円となり、次年度へ繰り越す事業として、奈良県市町村振興臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな交付金事業、三宅町都市計画マスタープラン改訂及び数値図化事業、幼稚園の耐震補強設計業務委託事業に係る一般財源分である繰越明許繰越金2,870万2,000円、歳計剰余金繰越金1億2,141万9,448円が繰り越されております。

次に、歳入について主な収入を申し上げますと、町税では6億4,052万6,636円となり、徴収率は94.3%、歳入決算額に占める割合は16.5%となっております。

地方譲与税及び各交付金収入では1億539万3,017円で、歳入決算額の2.7%であります。

地方交付税は16億4,516万8,000円、歳入決算額の42.4%となっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼稚園授業料並びに各施設使用料等を含め1億1,651万4,620円で歳入決算額の3%となっております。

国・県支出金では、子ども手当負担金、障害者自立支援給付費負担金並びに福祉医療等補助金、活力あふれる市町村応援補助金、総合センター等運営費補助金、県民税徴収事務委託金、国勢調査経費交付金を合わせ4億6,071万4,162円となり、歳入決算額の11.9%となっております。

財産収入では、事業残地売却収入、各基金利子を合わせ2,388万366円となり、歳入決算額の0.6%となっております。

寄附金では、ふるさと三宅まちづくり応援寄附金1万8,000円、繰入金では、公債償還基金等の繰入金で3億7,348万8,321円となり、歳入決算額の約9.6%となっております。

繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金で9,939万8,473円となり、歳入決算額の2.6%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、それから職員駐車場収入等を合わせ5,892万6,902円となり、歳入決算額の1.5%となっております。

町債では、臨時財政対策債、一般公共事業債、地方道路整備事業債等を合わせて3億6,050万円となり、歳入決算額の9.3%となっております。

次に、歳出におきましては、予算額に対する執行率は94%となっており、そのうち議

会費は6,293万4,964円で1.7%、総務費は企画費、徴税費等で7億7,559万8,332円の20.8%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め7億8,748万9,252円の21.1%となり、衛生費においては、保健衛生費、清掃費等を合わせ2億8,762万8,212円の7.7%であります。

農林水産業費及び商工費は、合わせて6,151万3,111円の1.6%を占めており、土木費は、道路橋梁費、都市計画費、住宅費等を含め3億6,867万1,285円の9.9%となっております。

消防費については、1億5,431万6,270円の4.1%となり、教育費では、小・中学校費及び幼稚園費、社会教育費等を含め2億9,944万4,298円の8.0%であります。

公債費については、元金利子を含め9億3,681万1,325円で25.1%の執行であります。

執行された中でも主な支出を申し上げますと、会計全体の人件費で8億6,769万7,000円となり、歳出決算額の23.2%になっております。

補助費等については、山辺広域行政事務組合負担金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で3億7,756万1,000円となり、歳出決算額の10.1%になっております。

公債費は、町債借入金の元利償還額を合わせ9億295万7,000円となり、歳出決算額の24.2%になっております。繰出金は、各特別会計への繰出金として4億1,958万9,000円となり、歳入決算額の11.2%を占めております。

また、投資的経費については、普通建設事業等を含め3億927万円となり、歳出決算額の8.3%になっております。

次に、審査経過について申し上げますと、歳出では、総務費について、職員採用に関すること、それから駐輪場について、あるいは財政調整基金の積み立て、選挙に関する経費の内容等、民生費については、老人憩いの家、老人クラブ活動、友愛チーム活動補助金等について並びに衛生費は、指定ごみ袋の経費、ごみ・し尿収集処理委託内容について、農林水産業費については、弁護士委託料について、消防費については、防災備蓄用品及び水防団について、教育費は、各委員報酬、賃金の違い及び「夢の教室」内容と体育施設費の経費について、公債費は、償還内容について等、質疑を行いました。

次に、歳入についての質疑といたしましては、町税の不納欠損、収入未済額について、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金の内容について、そしてまた使用料及び手数料は、町営住宅他の収入未済額内容について、また、その他の収入内容の質疑を行いました。

した。

その結果、一般会計の歳入歳出決算については、賛成全員で原案のとおり承認をいたしました。

次に、平成22年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額 8 億 5,634 万 8,877 円に對しまして、歳出決算額は 7 億 9,009 万 425 円で、実質収支は 6,625 万 8,452 円となった決算内容であり、本委員会は賛成全員をもって原案のとおり承認をいたしました。

次に、平成22年度三宅町老人保健特別会計決算については、歳入決算額 882 万 6,690 円に對し、歳出決算額は同額の 882 万 6,690 円の決算内容であり、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認をいたしました。

次に、平成22年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額 7,579 万 5,972 円に對し、歳出決算額は 7,578 万 9,372 円で、実質収支額は 6,600 円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認をいたしました。

平成22年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は 5 億 3,936 万 8,867 円に對しまして、歳出決算額は 5 億 3,054 万 5,188 円で、歳入歳出差引額は 882 万 3,679 円の残額となっており、質疑として、地域支援事業の不用額についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認をいたしました。

次に、平成22年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は 3 億 7,243 万 2,405 円で、歳出決算額は 3 億 7,239 万 8,105 円であり、歳入歳出差引額は 3 万 4,300 円の残額で翌年へ繰り越すべきものであり、実質収支額はゼロ円となっており、本委員会は全員賛成をもって原案のとおり承認をいたしました。

次に、平成22年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額 1 億 8,060 万 9,229 円に對し、支出決算額は 1 億 7,382 万 1,720 円で、収支差引額は 678 万 7,509 円となっております。また、資本的収支における収入決算額は 499 万 2,750 円、支出決算額は 2,736 万 1,162 円で、収支差引額は 2,236 万 8,412 円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額が補てんされており、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認をいたしました。

以上が当委員会に付託を受けました平成22年度各会計決算の審議経過及び費用対効果の面から審議をし、いずれも原案のとおり全員賛成により承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

おのおの委員におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもって決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでした。

続いて、9月14日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員長、辰巳勝秀君。

○総務建設委員長（辰巳勝秀君） こんにちは。委員長報告を行います。

去る9月9日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各諸議案について、14日に総務建設委員会を開催し、審議をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第35号 平成23年度三宅町一般会計第2回補正予算案について、歳入では、児童手当等に係る地方特例交付金で333万2,000円の減額。

地方交付税においては、算定の結果により419万4,000円の減額となっております。

また、県支出金では、総務補助金として、活力あふれる市町村応援補助金133万3,000円と、持続的観光力パワーアップ補助金125万5,000円の増額補正が行われております。

総務委託金としては、県知事及び県議会議員選挙事務委託は、事業費確定により80万7,000円の増額となっております。

不動産売払収入の100万円の減額の補正は、土木管理から総務管財へ所管替えがなされたための補正であります。

繰入金では、財政調整基金繰入金の4,000万円の減額及び財政調整基金から7,905万2,000円の増額がなされ、繰越金では、前年度歳計余剰金繰越金1億1,141万9,000円の増額。

雑入として、建物災害共済金で47万9,000円の増額。

町債では、臨時財政対策債で4,500万円の減額補正が行われております。

次に、歳出について、総務費では、一般管理費、役務費、委託料合わせ63万9,000円は、新規採用試験に伴う増額補正であります。

財産管理費では、町有地の分筆、地積校正登記手数料等で121万8,000円の増額。

企画費では、活力あふれる市町村応援補助金を活用して、あざさ池の新設が計画、また町単独事業から持続的な観光力パワーアップ事業への有利な補助金を活用し、絵本作成経費等おのおの545万4,000円の増額補正が行われております。

次に、財政調整基金費では、土地開発金の廃止に伴い、その現金資産を含め、財政調整基金積立金へ1億5万2,000円を積み立てるための増額補正が行われております。

知事及び県議会議員選挙費では、県委託金の確定に伴う財源調整がなされたものです。

農林水産業費では、農地費で、全国土地改良大会参加負担金9万円の増額。

商工費では、「絵馬」、「黒駒にのる太子像」復元事業を負担金等から補助金へ科目替えを行い、また製品の規模等により400万円の増額が図られています。

土木費では、道路橋梁費では、公共空間環境整備事業で35万8,000円、地方特定道路整備事業町道2号線の水道配水管の移設負担金として63万8,000円がおのおの増額。

都市計画費では、伴堂都市下水路転落防止柵整備工事320メートル分設置に伴う経費として580万2,000円。公共下水道事業特別会計への繰出金179万円の増額となっております。

住宅費では、上但馬団地内の車止め設置費で39万8,000円の増額、地区改良事業等の登記などの事務が所管替えされたことにより手数料として97万6,000円、公有財産購入費3,450万9,000円は、土地開発基金の所有地を三宅町が買い戻し購入するための経費であったが、土地開発基金が廃止され、一般財産とすることから購入手続が不要となったための減額補正であります。

また、消防費では、戸別受信機案内配付に係る切手代金及び三宅町地域防災計画等策定に伴う委託料おのおの505万7,000円の増額を行い、予備費では、財源の調整を行うべく595万6,000円の増額が行われております。

次に、審査の経緯について。

まず、歳出では、消防費の防災無線設置予定について、歳入は、財産売払いの売却めどなど、本委員会の所管に係る補正予算について、各科目別に十分に審議を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第38号 平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算については、一般会計より179万円の繰入金の増額、歳出においては、一般管理費で修繕費の減額及びマンホールポンプ3カ所の通信機器補修工事分として、合わせて179万円の増額補正であり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 平成23年度三宅町水道事業会計第2回補正予算については、資本的経費の補正であり、まず収入で、町道2号線の上水道管移設負担金として63万8,000円の増額。

歳出では、町道2号線の上水道管移設工事の増額63万8,000円、5号井戸新設に伴う委

託料減額及び工事の増額分合わせて805万2,000円の増額補正であり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例ほか、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第41号 三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、水道事業認可変更に伴い、三宅町第3次基本構想将来人口推計をもとに改正されるものであり、将来人口推計変更の必要性等の質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第42号 三宅町土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、基金の設置目的である公共事業用地の先行取得の必要性が薄れてきたことから廃止されるものであり、土地価格を確認し、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用については、三宅町公共下水道施設を田原本町住民の利用に供させるための定めで、経費の負担、使用の条件等説明を受け、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長の報告といたします。

どうもありがとうございます。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでした。

続いて、9月14日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員長、池本久隆君。

○福祉文教委員長（池本久隆君） 皆さん、こんにちは。

福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る9月9日、第3回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、14日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

議案第35号 平成23年度三宅町一般会計第2回補正予算案について、歳入では、県支出金について、障害者自立支援補助で法の改正の施行円滑化支援事業費として21万円の増額、地域の居場所づくり推進事業として205万円の増額補正が行われております。また、

保育所補助金として地域での花いっぱい運動支援モデル事業、地域子育て創生事業合わせ144万3,000円の増額補正であります。

次に、歳出で、民生費については、社会福祉総務費で、補助事業による障害福祉サービス支援管理台帳作成システム改修費用21万円、デイサービスセンター厨房業務用冷蔵庫購入費用で42万8,000円の増額補正。

老人福祉費では、その他委託料で補助事業である地域居場所づくり推進事業で205万円、介護保険事業計画策定関係電算処理業務で10万5,000円がおのおの増額され、老人保健医療費交付金償還金10万7,000円の増額が行われております。

幼稚園費では、パート職員賃金の増額95万円、地域での花いっぱい運動支援モデル事業、地域子育て創生事業による需用費の経費として合わせて214万3,000円の増額となっております。

教育費では、学校管理費は、図書室管理業務委託を図書支援員雇用に区分変更されたもので、経費の増減はありませんでした。幼稚園費では、ボイラー室の内部撤去工事として150万2,000円が新たに増額補正されています。社会教育施設費では、文化ホールの非常口ドア修繕47万9,000円、展示用パネル58万1,000円が増額補正されています。

次に、審査の経緯について。

まず、歳出では、幼稚園費の工事請負費の内容についての質疑を行い、本委員会の所管に係る補正予算について、各科目別に十分に審議を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第36号 平成23年度国民健康保険特別会計第1回補正予算案の6,645万8,000円の増額について、歳入は、前年度繰越金6,345万8,000円と療養給付交付金300万円の増額補正。

歳出は、退職被保険者療養費他、国庫支出金返還金及び予備費の増額6,645万8,000円に伴う補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 平成23年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案の969万5,000円の増額については、歳入で、過年度分の国庫、県等の負担金88万2,000円、前年度繰越金881万3,000円の確定による増額。

歳出は、国庫返還金135万5,000円、介護給付費事業基金への積立金で834万円の増額補正が行われており、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、

おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

植村議員。

○2番（植村ケイ子君） 反対討論を行います。

先ほど報告を受けましたが、議案第35号 平成23年度三宅町一般会計第2回補正予算、あざさ池の新設についてのところなんですけれども、やはり住民の多くは必要だとは思っていないようです。もう少し住民の声に耳を傾け、いろいろな面で検討すべきではないか。例えば衛生面とか、要望、施策など、もう少し煮詰めてからではいいんじゃないかと思います。

「絵馬」、「黒駒にのる太子像」の復元について、県からは、内容不十分等につきとの理由で、補助金は却下されたと聞き及んでいます。内容不十分とはどういうことなのか。これは屏風大字だけの問題ではないと思っております。交付金は住民の財産ですから、住民の理解も得ないまま、計画も内容も十分に検討しないまま、町全額補助550万円で、今なぜ早急にせねばならないのか疑問に思う中での賛成はできかねます。

そのほかの部分については賛成です。

終わります。

○5番（廣瀬規矩次君） 植村議員の発言ですけれども、私は、このあざさの庭園については、ごめん、賛成討論まだやな。賛成討論でいいんですか。

○議長（梅本勝久君） はい。

○5番（廣瀬規矩次君） 今、植村議員の発言ですけれども、このあざさの庭園というのは、私は100%県の補助金でもって、一部あるんですか。一部町の単費があるかもわかり

ませんけれども、それでもってまちおこしという、この事業の一環として、あのあざさの庭園を各大字に、これを去年か、その前の年から計画立案をされて、その事業が昨年、主に推進されたと私は思っています。このことによって、非常に三宅町の町は整備をされて、その町花として、あざさの花が普及されたと、こういうことに非常に美観をもって評価をされています。

現に5日の日、5日の日に定例議会があった際、植村議員は、そのことについても発言されたかと思いますが、ちょうどその際……

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

○5番（廣瀬規矩次君） 賛成討論です。ですから、そのときにあそこでテレビを見ていた人が、事実、そこで作業していたわけです。ですから、非常にその理解を持っておられますから、町全体のことを思って私は発言していただきたいと、このように思います。

○6番（馬場武信君） ただいまの植村議員の反対討論に対して、私は賛成討論といたします。

まず、この事業は、きのう、きょうの事業じゃなく、過去10年来、前森田町政から引きずられた懸案事項であります。この歴史的な背景を知った上で物を言っていたきたいと。そして、単に一地域の事業じゃなく、三宅町全体の事業であると。この黒駒、またあざさ苑にしましても、これは三宅町おこしの観点から、情報発信としては最高の材料だと私は思っております。

そして、三宅町の歴史的背景を誇りに思い、子供たちや孫たちに、この三宅の町はどれだけすばらしいかという、そういう思いを持っていたきたく、私は大いにこの事業には賛成であります。

そして、最後に言っておきます。

人はパンのみに生きるにあらず、ある程度物欲を我慢し、精神的な郷土を愛する、それを私は養ってもらいたいと思っております。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成22年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第7号 平成22年

度三宅町水道事業決算認定についてまでの7件を採決します。

採決は起立で行います。

本7件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認め、よって、本7件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第35号 平成23年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより議案第39号 三宅町水道事業会計第2回補正予算についてまでの5件を採決します。

本5件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認めます。

よって、本5件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてより議案第42号 三宅町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてまでの3件を採決します。

本3件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第43号 区域外の公の施設の設置及び利用についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中に

においても、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても、継続して調査並びに審査いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査したいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりごあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました平成22年度一般会計決算案を初めとする決算認定案7件、平成23年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案5件、条例の改正案2件、廃止案1件、公の施設の設置及び利用案1件、人事の同意案等1件の計17件を慎重ご審議いただき、全議案の可決決定並びにご同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

去る9月5日に三宅町行政改革推進委員会より、平成23年10月から平成25年度終了までの3カ年における第2次三宅町集中改革プランの答申をいただきました。

その内容といたしましては、第1次集中改革プランを引き続き取り組むこととし、第2次での強化改革事項として、遊休財産の処分及び施設の有効活用並びに町税等及び公共料金の徴収強化に向けて取り組むようご意見をいただきましたので、今後3年間は第2次三宅町集中改革プランの目標達成に努力してまいります。

また、台風12号によって西日本を中心として甚大な被害に遭われた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

三宅町では、台風12号災害で被害を受けられた被災地及び被災者の方へ義援金の受け付けを開始いたしましたので、議員皆様のご協力をお願いいたします。お寄せいただきました義援金は、被災地支援に役立ててまいります。

来る10月16日に「磯城の里奈良盆地のへそウォーク」を昨年に引き続き磯城3町での

広域イベントとして実施いたしますので、議員各位におかれましても、三宅町・磯城郡のよさを再確認いただくよい機会でもありますので、多数ご参加をお願いいたします。

住民の代表である議員皆様方には、今後とも町政の発展のため、一層のご協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君） 以上で、平成23年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去るこの9月5日より、長期にわたりまして、9月決算議会と言われますこの議会を皆さん慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。

また、その議会中の中にも、この近畿地方の五條、また十津川において、悲惨な大きな事故も起こっております。今後、また15号、16号の台風によりましてのまた被害も心配されておる中でございます。議員各位におかれましては、今後ともひとつご協力を賜りますようお願いして、閉会のごあいさつといたします。ご苦労さまでございました。

（午前10時49分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員